

ビッグデータの利活用に関する 法的課題と制度見直しの方向性

2014年1月16日
松田綜合法律事務所
弁護士 森田 岳人
弁護士 佐藤 康之

1 ビッグデータの将来性に対する期待と 「乗降履歴販売問題」

2013年はビッグデータの利活用による新たな事業・サービスの創出に向けて、日本がいよいよ本格的に動き出した年であった。

2013年6月14日、安倍政権による三本目の矢「成長戦略」の一つとして、「世界最先端IT国家創造宣言」¹が閣議決定された。

同宣言では、「IT・データの利活用は、グローバルな競争を勝ち抜く鍵であり、その戦略的な利活用により、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な新産業・サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現する」ことを宣言し、特にビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出を促進するための環境整備や国際的な連携を進めることが明記されている。

また、我が国の民間事業者もビッグデータの利活用に積極的に取り組み、新たなサービスを創出する動きを加速させている。

しかし、ビッグデータの中でもとりわけ利用価

値が高いとされているパーソナルデータ²の利活用については、個人情報保護法やプライバシー等の様々な問題を孕んでいる。

そのことを強く社会に知らせたのが、昨年発生した「乗降履歴販売問題」である。すなわち、鉄道会社が、交通系ICカードの乗降履歴を他社に販売したところ、利用者やマスコミから大きな反発を受けたため、一時的に販売を中止せざるを得なくなった。鉄道会社が提供しようとしたICカードの乗降履歴は、氏名や電話番号など個人を識別する情報を取り除き、カードのIDも別の仮名IDに変換しており、一定程度の匿名化処理を行っているにもかかわらず、利用者やマスコミの拒否反応は激しかった。

「乗降履歴販売問題」は、ビッグデータの利活用にあたって、パーソナルデータの取扱いに伴う様々な問題点を洗い出し、それを解決する方策を示すことが必要不可欠であることを、改めて強く印象づけた。

2 パーソナルデータの利活用を阻む法的

¹ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou1.pdf>

² 「パーソナルデータ」の意味について、本論考では、個人情報保護法における「個人情報」の定義よりも広い「個人に関わる情報」という意味で使用している。

課題と、今後の法制度改革の方向性

上記「世界最先端IT国家創造宣言」で述べられているとおり、パーソナルデータの戦略的な利活用によって、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進することが、大いに期待されている。

しかし、一方で、以下のような法的課題も認識されている。

まず、上記「乗降履歴販売問題」に象徴されるように、個人情報及びプライバシーとの調整を図る必要がある。

現状では、どのようにすれば個人情報保護法に反しないか、個人のプライバシーを侵害しないかについての基準が曖昧であることから、事業者にとっては事業リスクを読み切れず、結果としてパーソナルデータの積極的な利活用を阻む要因となっている。したがって、いかなる場合に事業者がパーソナルデータを利用できるかについて、個人のプライバシー保護への影響に留意しつつ、その要件や手続を明確化する必要がある。

次に、企業活動がグローバル化する中、情報通信技術の発達により国境を越えた情報の流通が極めて容易になっているため、グローバルにパーソナルデータの共有、移転等を行うためには、国際的に調和の取れた制度を構築する必要がある。仮に国際的な調和の取れない日本独自の制度を構築してしまうようなことがあれば、日本企業のグローバルな活動を阻害することになりかねない。

そこで、内閣に設置されている「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」の下で、2013年9月から12月にかけて計5回にわたり「パーソナルデータに関する検討会」が開催され、パーソナルデータに関する法的

課題の整理と、今後の制度見直しの方針について議論がなされ、大要以下の方針が示された³。

なお、今後は以下の方針に基づいて検討を加速し、2014年6月までに法改正の内容を大綱として取り纏め、2015年の通常国会への法案提出を予定している。

①第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の設置

当該第三者機関で、パーソナルデータの利活用について統一的な見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施等の対応を迅速かつ適切にできるようにする。

②個人が特定される可能性を低減した個人データの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

個人が特定される可能性を低減した個人データ（いわゆる匿名化処理された個人データ）については、個人情報及びプライバシーの保護への影響に留意しつつ、本人の同意なく第三者提供できるようにし、事業者が負うべき義務等を法定する。

③国際的な調和を図るために必要な事項

諸外国の制度との調和を図る。

グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することを検討する。

本人の自身の情報への適正かつ適時の関

³ パーソナルデータに関する検討会が公表した「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）」参照。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai5/siryous3-1.pdf>

なお、本論執筆時においては、まだ「案」しか公表されていないため、最終的な方針は、本文と異なる可能性がある。

与の機会（情報開示、訂正、利用停止、消去等の手段）を検討する。

ルール遵守の仕組みの構築（第三者機関の設置、行政処分、罰則等）を検討する。

個人情報の数が5000件以下の事業者の場合、現行の個人情報保護法では適用除外となっているが、その見直し（廃止）を検討する。

弁護士 佐藤 康之
sato@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル7階
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

④ プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

パーソナルデータの保護の目的と、保護されるパーソナルデータの範囲を明確化する。

プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き（オプトアウト、共同利用、同意取得手続の標準化等）の在り方を検討する。

3 弊事務所の取り組み

弊事務所では、ビッグデータの利活用を発展させていくためには、法的問題と技術的問題の両面を整理したうえで、実務的な視点で検討していく必要があると考え、昨年より、大手ITベンダーと共同で研究会を立ち上げ、定期的に論点整理や意見交換を行っている。

上記の法改正に向けた政府の動きにも注視しながら、本年も引き続きビッグデータの利活用について検討し、実務に即した積極的な情報発信を行っていきたい。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

弁護士 森田 岳人
morita@jmatsuda-law.com